



# 森林保険通信

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の拡大により、日常生活に多大な支障を来している皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

4月16日付で「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されました。森林保険センターでは、感染拡大防止のため、当面の間の措置として職員の在宅勤務・交代出勤等の対応を行っております。これにより、電話が繋がりにくい場合がございますので、お問い合わせ等の場合はお急ぎの場合を除き、できるだけメール・FAXをご利用くださいますようお願いいたします。また、森林保険業務の委託事務に支障を来すことが想定される場合はご連絡をお願いいたします。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。そして、一日も早い収束と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

森林保険センター職員一同



## R2年度 森林保険ポスター について



皆様の元にお届けした、新しいポスターの写真に関する情報をお知らせします。

- ◆災害種：水害 ◆損害発生：H30年7月
- ◆樹種：スギ（平成30年7月豪雨(西日本豪雨)）
- ◆損害時林齢：52年生
- ◆地域：愛媛県松山市



イベント会場などの追加送付のご要望も承ります



## ICT×HOKEN

林業の分野でも、ドローンの活用が広がっています。森林保険業務でも風害や火災の損害実地調査にドローンの活用を進めておりますし、皆様の森林組合でも、様々な検討や取組が進められていることでしょう。

ドローンの呼び名は、英語で雄ミツバチを指し、飛行音がハチの羽音のように聞こえるからという説や、1940年代にアメリカ製の射撃訓練用標的無人機が「ターゲット・ドローン」と名付けられたのが始まり、などと言われています。

今や「ドローン」といえば大抵は通じますが、元々はプログラム飛行できるものを指しました。

今では、遠隔操縦するマルチコプターもドローンと呼ばれています。航空法では「無人航空機」という名称が使われ、人が乗れない飛行機等で、遠隔操作か自動操縦で飛行できるものと定義されています。これにはいわゆるドローンを含むのですが、水中ドローンや一人乗り用ドローンは含まれません。

ややこしくなってきました。

次回も、ドローンに関する情報をお届けします。



## 森林保険業務システム 継続割引の「強制適用」について



「継続割引の強制適用」の処理については、次の場合のみ対象です。これ以外の場合は「◎変更なし」としてください。

- ① 継続契約の申込書作成で、平成7年4月14日以前に契約した旧国営保険のうち森林保険業務システムにデータが入力されていない場合
- ② 継続契約のご案内のため、内容を変更した見積書を作成する場合

※②の場合の「◎強制適用」は保険料計算のための処理ですので、申込書作成時は「強制適用」にチェックを入れないでください。

(市区町村コード)	変更なし	(市区町村名)	変更なし
(大字)	変更なし		
(他番)	変更なし		
(林小地)	変更なし		
備考	変更なし		
所有区分コード	変更なし	継続割引	変更なし
保険金額コード	変更なし	年割	変更なし
分取割合/付保率	変更 % / 変更 %	面積	変更なし ha
樹種	変更なし	本数	変更なし 本

**継続割引の強制適用**

- ◎ 変更なし
- 強制適用
- 強制適用解除



**ご注意ください**

上記以外の場合に「強制適用」にチェックを入れると、システム上は反映されてしまいますが、適用はできません。

そのため、対象外の申込書で「強制適用」にチェックが入っていると受付ができませんので、ご注意ください。